

第3次男女共同参画基本計画の考え方(案)

I 目指すべき社会

- 男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会
- 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会

II 第2次男女共同参画基本計画策定後の社会情勢の変化についての認識

■ 少子・高齢化の進展と人口減少社会の到来

- ・ 労働力人口の減少
- ・ 単身世帯・ひとり親世帯の増加
- ・ 地域社会における人間関係の希薄化

■ 非正規労働者の増加と貧困・格差の拡大

- ・ 失業者や不安定雇用者の増加
- ・ 「収入の安定した男性正社員」「誰もが結婚できる」といった前提の崩壊
- ・ 貧困の「世代間連鎖」の懸念

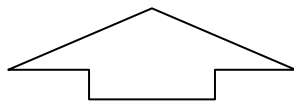
■ 経済の低迷と閉塞感の高まり

- ・ 経済の低成長の継続・消費の低迷
- ・ 地域経済の低迷・疲弊
- ・ 世界規模の経済低迷による日本経済への波及

■ グローバル化と国際的な人の移動の増加

- ・ 定住外国人の増加
- ・ 企業の国際展開
- ・ 国際的な規範・基準と国内の制度・慣行の調和の必要

■ 基本法施行後10年間の反省:男女共同参画の推進が不十分



- ・ 固定的な性別役割分担意識が未だ根強く、解消されていない
- ・ 男女共同参画＝働く女性の支援という印象を与えてしまったため、男女共同参画が男性や専業主婦などあらゆる立場の人々にとって必要なものであるという認識が広まらなかった
- ・ 男女共同参画社会基本法を実行するための強力な推進力が不足していたため、制度や枠組みの整備が進まなかった
- ・ 男女のセーフティネットや女性のライフコースへの配慮が不十分であったため、制度や枠組みを整備しても必ずしも成果につながらなかった

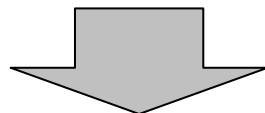
Ⅲ 第3次男女共同参画基本計画の基本的考え方

1 基本的考え方

多様な生き方を尊重し、すべての人が職場、地域、家庭などあらゆる場面で活躍できる**社会にするため**、身近な男女共同参画を**推進する**

男女共同参画の実現を加速するため、積極的に意識改革・制度改革を推進する

すべての人が**安全で安心に**暮らせる社会にするため、男女共同参画の視点を重視した雇用・セーフティネットを**推進する**



男女共同参画の推進が社会を活性化し、現在の日本社会が直面する様々な課題の解決や経済成長につながる

上記の取組に当たっては、

- ・ 固定的役割を前提とした**制度・慣行の見直しを積極的に行う**。
- ・ **性差別の禁止、女性に対する暴力の根絶に向けた対策を充実させる**。
- ・ 「**男女共同参画**」、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」、「子ども・子育て支援策」のそれぞれの施策との密接な連携を図る。
- ・ **女子差別撤廃委員会の最終見解、国連婦人の地位委員会の成果等**国際的な規範・基準の取り入れなどにより国際的な協調を図る。
- ・ 実効性あるものとするため、できる限り具体的な数値目標を設定し、フォローアップを行う。

2 新たな視点

- ① 女性の活躍による社会の活性化
- ② 男性にとっての男女共同参画
- ③ 子どもにとっての男女共同参画
- ④ 生活困難を抱える人々への対応
- ⑤ 地域における身近な男女共同参画の推進

3 喫緊の課題

- ① 雇用・セーフティネット構築における男女共同参画の推進
- ② 実効性あるポジティブ・アクションの推進
- ③ 女性に対する暴力の根絶
- ④ より多様な生き方を可能にする社会システムの実現
- ⑤ 推進体制の強化

IV 重点分野

(エンパワーメント・多様な視点)

- ① 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- ② 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
- ③ 男性・子どもにとっての男女共同参画の推進

(働く場)

- ④ 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- ⑤ 男女の仕事と生活の調和
- ⑥ 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進

(安全で安心な環境)

- ⑦ 人々が安心して暮らせる環境の整備(高齢者、障がい者、外国人、生活困難など)
- ⑧ 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ⑨ 生涯を通じた女性の健康支援

(教育・啓発)

- ⑩ 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- ⑪ 科学技術・学術分野における男女共同参画の推進
- ⑫ メディアにおける男女共同参画の推進

(地域・国際)

- ⑬ 地域における男女共同参画の推進(地域生活、まちづくり・観光、防災、環境)
- ⑭ 国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

V 推進体制

- ・ 国内本部機構(男女共同参画会議、男女共同参画推進本部、男女共同参画推進連携会議)の強化
- ・ 基本計画の実施状況や女子差別撤廃委員会最終見解等の実施状況についての監視・影響調査機能の強化
- ・ 地方公共団体や民間団体等における取組への支援(国立女性教育会館、女性センター・男女共同参画センター等の活動拠点間の連携強化など)